

顧問契約書

(甲) _____

(乙) 株式会社イワネメンテナンス

甲と乙は、甲の乙に対する顧問の委任について次のとおり顧問契約を締結する。本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、双方が合意の後電子署名を施し、各自電磁的記録を保管する。

(目的)

第1条 甲は、自社のエアコンクリーニング事業に関する売上を伸ばすために、乙に、顧問として指導助言等を求めることとし、乙がこれを承諾したため、本契約を締結する。

(顧問業務)

第2条 甲は、乙に対して、以下に定める任務およびこれに付帯する業務(以下「本件業務」という)を委任し、乙はこれを受任する。

- (1) エアコンクリーニング業の販売および売上増進に関する相談・アドバイス等
- (2) 経営相談・アドバイス等および技術支援
- (3) マーケティングツールの提供
- (4) 緊急時における資機材レンタル
- (5) これらに付随する一切の業務

(顧問料等)

第3条 本契約に基づく顧問料は、甲の事業全体の総売上額に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲の年間総売上額が金600万円までの場合、毎月金5000円(税抜き)
- (2) 甲の年間総売上額が金600万円を超え金1200万円までの場合、毎月の売上額の2%相当額
- (3) 甲の年間総売上額が金1200万円を超える場合、毎月の売上額の3%相当額

2 甲は、乙に対し、当月末日締め翌月末日限り、当月の顧問料を下記振込口座に振り込んで支払う(振込手数料は甲負担)。

< 乙の指定口座 >

金融機関 : 山口銀行(0170)

本支店名 : 光支店 (064)

口座種類 : 普通預金

口座番号 : 5096318

口座名義 : カ) イワネメンテナンス 代表取締役岩根 匡

3 前項に限らず、乙が別途認めた場合、顧問料をクレジットカード決済により支払うこともできるものとする。

4 本件業務の遂行に必要な交通費、宿泊費は甲が負担し、その他本件業務の遂行に通常発生する実費は乙が負担するものとする。

(途中終了時の顧問料)

第4条 本契約が解除その他の事由により途中で終了した場合でも、甲は、乙に対し、当該契約期間内の顧問料を支払うものとする。

(報告)

第5条 乙は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときは、その状況につき直ちに報告しなければならない。

2 甲および乙は、本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事実の発生を知ったときは、その事実を直ちに相手方に報告し、相手方と今後の対応方針について協議しなければならない。

3 甲は、乙からの請求に応じ、月次と年次の決算書および関係諸帳簿を閲覧させなければならない。なお、甲が個人事業主の場合、確定申告書類を閲覧に供するものとする。

4 乙は、閲覧した決算書、確定申告書類および関係諸帳簿から、甲の翌会計年度における顧問料を算定するものとする。なお、甲が個人事業主の場合、翌年1月からの顧問料を算定するものとする。

(通知義務)

第6条 甲または乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

(1) 法人の名称または商号を変更するとき

(2) 振込先指定口座を変更するとき

(3) 代表者を変更するとき

(4) 本店、主たる事業所の所在地または住所を変更するとき

2 甲が前項各号のいずれかに該当する場合でも、甲の乙に対する第3条に規定する顧問料の支払い義務を免れない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 甲は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは担保の

目的に供してはならない。また、本契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(解除)

第8条 甲または乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告および自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約の一つにでも違反したとき
- (2) 監督官庁から営業停止または営業免許、もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- (5) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
- (6) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
- (7) その他、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

(守秘義務)

第9条 甲および乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

2 前項の守秘義務は、前項の情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 公知の事実または当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- (2) 第三者から適法に取得した事実
- (3) 開示の時点で保有していた事実
- (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(損害賠償責任)

第10条 甲または乙は、解除、解約または本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用およびその他の実費を含むが、これに限られない）を賠償しなければならない。

(遅延損害金)

第11条 甲が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(不可抗力)

第12条 本件業務の遂行が、甲または乙の責に帰すべからざる事由により不能（一部不能を含む）および履行遅滞となった場合に生じた損害については、相互に賠償責任を負わない。

(契約期間)

第13条 本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とし、期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも異議がなされないときには、本契約は期間満了日の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以後も同様とする。

(契約終了後の処理)

第14条 甲および乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。

2 乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件業務を中止し、甲に対して必要に応じて事務の引継ぎを行い、本契約に基づき預託・貸与された物品（本契約に基づき提供されたデータ類およびこれらが記録された電子媒体等を含む）を、速やかに甲の指示に基づき返還または破棄するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること

(2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

2 甲または乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(協議解決)

第16条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

(合意管轄)

第17条 甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、山口簡易裁判所または山口地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。(以上)

日付 _____

住所 :

(甲)

氏名 :

住所 :

(乙)

氏名 :